

## 令和3年第7回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和3年 7 月 15 日 (木) 午後2時
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- |     |        |     |        |     |       |
|-----|--------|-----|--------|-----|-------|
| 議長  | 山本 正二  |     |        |     |       |
| 2番  | 井町 哲   | 3番  | 村上 浩一  | 4番  | 縄田 善博 |
| 5番  | 倉増 知   | 6番  | 阿部 好恵  | 7番  | 俵 薫   |
| 8番  | 中嶋 誠   | 9番  | 石田 健治郎 | 10番 | 萬代 泰生 |
| 11番 | 伊藤 美和子 | 12番 | 前田 耕次  | 13番 | 伊藤 新司 |
| 14番 | 中野 修   | 15番 | 馬屋原 眞一 | 16番 | 岸 英法  |
| 17番 | 武藤 康志  | 18番 | 安富 法明  | 19番 | 山本 正二 |
- 4 出席推進委員
- |       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 嶋田 義文 | 永嶺 達也 | 三戸 勲  |
| 岩山 澄男 | 山縣 正明 | 佐藤 和美 |
| 田原 茂  | 山田 孝治 |       |
- 5 欠席農業委員
- 1番 井上 建夫
- 6 欠席推進委員
- 阿川 伸美
- 7 事務局
- |      |       |    |       |    |       |
|------|-------|----|-------|----|-------|
| 事務局長 | 吉村 昌展 | 主幹 | 中村 正寿 | 主事 | 小幡 和希 |
|------|-------|----|-------|----|-------|

事務局	午後2時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>それでは、只今より令和3年第7回総会を開催いたします。本日の出席委員は19名中18名、定数に達している事をご報告いたします。総会は成立しております。本日の欠席委員、1番井上委員でございます。それでは美祢市農業委員会会議規則第16条第2項の規定による議事録署名委員を議長より指名をしたいと思いますのですが、よろしゅうございますか。（「はい」の声）はい、ありがとうございます。それでは、2番 井町委員、16番 岸委員よろしくお願ひいたします。梅雨も明けて暑い日がず〜っと続きそうなんですけど、皆さん草刈り等農作業も大変だと思います、貴重な時間をです。ね、あまり私のおかしな挨拶なんかしないでやめようと思います。議事のほうに入りたいと思います。議事順位第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2件朗読。</p> <p>1件目。権利については、所有権の移転です。土地の表示については、記載のとおりです。自身で耕作管理が困難となった譲渡人から申請地を譲り受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、自作地、借り受け地について、適正に耕作されています。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は、基準を満たしています。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。権利については、所有権の移転です。土地の表示については、記載のとおりです。自宅の隣接地であり耕作がしやすいため申請地を買い受ける物です。この件につきまして、農地法第3条第2項の第1号〜第7号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは、現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
伊藤委員	13番の伊藤です。7月7日に現地調査を実施しました、事務局長以下職員、山本会長と中野委員そして私それに現地推進委員さん計6名で実施しております。それでは、3条第1の件ですけれども、現地は●●●●●●号線●●交差点ってゆうんですかね、市

	<p>街地方向から●●●方向に進行して右折します、約500m直進した位置になると思います。図面で確認してみてください。この土地はこれまでにですね、借りておった、そしてそれを耕作していた土地を自分の名義に変えようとゆうことと判断しました。耕作管理しっかりされており回りの者に迷惑かけるようなことはございませんでした。続いて2番ですね、現地は●●なんですけれども、現在申請者が耕作している土地かいかなもんかということで確認に参りました。場所としてはちょっとここにおられんですが、元委員さんの●●さんですかね、そのファームがある一画ではないかなあと思って帰ってきました。指定された土地はですね耕作されてですね田んぼ良く出来ており十分に耕作管理がされておりました。従ってこれから取得される土地も十分に管理がなされると判断した次第です。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、地元委員の補足説明がございましたらお願ひいたします。</p>
山縣推進委員	<p>はい、推進委員の山縣です。今、伊藤委員さんが言われたように別段問題はないと思いますので、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>それでは、2番。</p>
田原推進委員	<p>推進委員の田原茂です。同じようにたいへんよく耕作されている、なんら問題ないと思います、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。委員の皆さんへ何かご意見等ございましたらお願ひいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）はい、それでは採決に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案の通りに決定することに賛成の委員の挙手をお願ひいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第1号は、原案の通り決定をいたします。 それでは、続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願ひします。</p>
事務局	<p>1件朗読。</p>

	<p>申請者は市内に居住する農業者です。申請地は、●●●●●から西へ2.5 kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。高齢化の為耕作管理することが困難となったので、クヌギ1,050本を植林するものです。この案件については、農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
中野委員	<p>はい、中野です。この時は●●から●●に行く道のすぐ●●●という所がありますが、そのすぐ行った所の隣に昔ここは梨畑であったんですね、梨畑があったけど自分が歳を取ってからお父さんから体が弱いからやめれって言われた、遺言やったのでやりますということでやめますという事やったです。きれいに切って、根までみな掘っちゃったけどここへ今度クヌギを植えるって事です。よろしくご審議していただきたいと思います。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、地元委員より補足説明ございましたらお願いいたします。</p>
永嶺推進委員	<p>はい、永嶺です。●●さんは同じように梨園を廃園にしてクヌギを植林された別の畑がありますが、そこもきれいに管理されていまして特に問題ないと思いますので、ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは委員の皆さんへ何かご質問等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。  （「はい」の声）はい、それでは採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第2号は原案の通り決定をし常設審議委員会に附します。  それでは、続きまして議事順位第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p>

事務局	<p>6件朗読。</p> <p>1件目。申請者は市内に居住する会社役員です。申請地は、●●●●●から北へ1.7kmの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。申請地は住宅街にあり利便性も良いため申請地を取得し自己用住宅1棟を建設するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。申請者は市内に本店を置く建設業を営む法人です。申請地は、●●●●●から北へ1.7kmの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。既存の資材置場が狭くなったため、申請地を取得し資材置場、駐車場2台分を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>3件目。申請者は●●●●●に本店を置く再生可能エネルギー発電事業を営む法人です。申請地は、●●●●●から南西へ770mの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。申請地を取得し売電事業を行うため、最大発電出力100.44キロワットの太陽光発電施設を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>4件目。申請者は市内に本店を置くクレーン業を営む法人です。申請地は、●●●●●から南東へ1.2kmの位置にある圃場整備されている第1種農地です。会社から近く既存の資材置場が手狭となった為、申請地を借り受け資材置場、駐車場3台分を設置するものです。第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し許可の対象となるものです。またこの件につきまして平成11年頃より、農地法の許可を得ることなく資材置場として利用されています。このことに対するお詫びと今後農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>5件目。申請者は市内に居住する会社役員です。申請地は、●●●●●から北へ420mの位置にある圃場整備されている第1種農地です。申請者はコンビニを4店舗経営しており、申請地を取得し、会社、事務員の事務所及び駐車場15台分を設置するものです。第1種農地を対象とする農地転用ですが農地法施行規則第33条第4号に該当し許可の対象となるものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>6件目。申請者は市内に居住する会社役員です。申請地は、●●●●●から南東へ1.8kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。既存の資材置場の借地期限の満了に併せて申請地を取得し、資材置場を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
-----	---

議長	はい、ありがとうございます。それでは、現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
伊藤委員	<p>はい、それでは1番、2番ありますけど、1番と2番ですね同じ名前●●さん、●●さんが出てきておるといいます、図面についておる地図見ますと、1番目と2番目申請地ですねこれが逆に入っておる近くであると思うんですけども、それぞれ会社で使う物、自宅として使う物に分けて申請しておる状況です。場所は●●●●●●号あそこ●●●●●●って言うんですかね、●●●●●●があつたり反対側に●●●があるんですかね、あの交差点を市内から●●●方面に行きますと左折してですね、登りきった信号機の手前100mちょっとと思うんですが右手になります。現在は耕作化されておらず短い草が生えておる状況ですけども、ここの事情で仕方ないんじゃないかとゆうふうに確認してまいりました。1番と2番併せております。</p> <p>3番目、●●●ですね、位置はですね●●●●●●線を●●●方向に行きますと●●●という老人ホームですかあります、入り口のT字路を左折して●●●方面に入るんですけども、そうするとすぐ橋があります、橋の手前を右折して●●●沿いに下った栗林なんです、手前に公園があつたり竹林があるんですけども、当初竹林じゃないかという事で見てたんですが、よく知る人がいらっしゃって竹林ではなくこの栗林だという事で、手続きを直してもらっております。付近に対する問題点はありませぬ。従ってこの本件は太陽光発電の団地化になるまた1つ増えるような格好になっております。</p> <p>4番目、これはですねよくわからないんですが、なんか近くに●●●●●●があつてその東側じゃあなかったかなと思います。もう既に出来上がったような状態になっておりました。付近の状況からして問題はないんじゃないかと判断して帰って参りました。</p> <p>5番目の●●●ですね、ここは●●●●●●号を●●●交差点から●●●方向へ100mくらい進んだ右手です。ここは先程説明がありましたように圃場整備された土地のようなんですけども既に除外申請が済んでおるといふふうに聞いております。従って利用することに問題はないのではないかと判断しました。</p> <p>最後になります。6番、場所は●●●●●●号線、属に●●●●●●の近くですけども、その側に●●●●●●というのがあります、その側でございます。現にもう出来上がっておるんじゃないかなこう思われるくらいの状況になっております、話を聞いております。以上になります。よろしくご審議お願いします。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは、地元委員より補足説明ございましたらお願いいたします。
山縣推進員	はい、推進委員の山縣です。今、伊藤委員さんの言われたように、1番、2番は同じような所同じ箇所ですのでこの付近はみな、住宅が建っているんで別段問題はないと思います。3番につきまして太陽光ということで、伊藤委員さんが言われたようにこちら辺の太陽光団地みたいなものになっていますので、もう別段問題はないと思いますのでご審議よろしくお願いします。

岩山推進委員	大田の推進委員岩山です。この場所はもう数年前からこのような状況で使われておりまして、付近で特別問題が起こった様子はありません。そうゆう事で審議の程よろしくをお願いします。
佐藤推進委員	はい、推進委員の佐藤です。5番目の●●の件ですが、伊藤委員さんが言われましたように問題ないというふうに思います。よろしくをお願いします。
三戸推進委員	秋吉の推進委員の三戸でございます。6番目でございますが只今説明がありました通り問題はないようでございます。よろしくご審議をお願いいたします
議長	はい、ありがとうございます。委員の皆さんへ何かご意見ございましたらお願いいたします。はい。
岸委員	5番目の所なんですけど、説明で圃場整備で農振除外は？
議長	あがってます。
岸委員	あがってるそうゆうのはあるんです？
議長	あります。あの要は農地・水それから中山間等々の方はすべて事前に除外がされているようです。
岸委員	だから圃場整備は農振除外はどういう時に圃場整備であって農振除外に対象になりうるんですか？
議長	集落に接続をされていてしかもその事業をする為に、その土地が必要と認められる場合です。だからこれだけじゃなくて今回は●●4番も同じ圃場整備田になります。
岸委員	4番圃場整備田だったの。

議長	<p>あのちょっと4番今出しましたんで補足しておきますけれど、先月この圃場整備のはしり、アンテナ要するに携帯電話のアンテナを基地局の為の転用が出ました。その時にここが無断転用だというのがわかりまして、たまたまご本人が来られたんで、ご本人にきちんとしてくださいとゆうふうに頼んで帰った次第です。そしてですね事務局のほうで調べましたら、平成11年に農振の除外が行われております。ですから●●●時代に農振除外をして、その後転用を、除外が終わったから転用出来るもんかと思って転用されたのではないかとゆうふうに推測をしております。無断転用というふうな形で今までが経過したということになります、が4番でございます。5番のほうは別段無断転用もなにもなく、きちんとした書類申請により今回申請書が出されたということになります。普通ですね7年ないしは8年圃場整備で経過すると許可申請をする事が出来ます。ただそれには何項目か要件が絡んでくるとゆうふうに思っていたらいいんじゃないかなと、その中で一番大きなのが集落に接続をして必要であると認められるかどうかというところで、一番大きな要件になってくるとゆうふうに思っております。だから、太陽光発電については、認められる可能性が非常に少ないとゆうふうに思っていたらゆうふうに思います。もし何か他に事務局から補足がありますか、いいですかね。岸さんよろしゅうございますか。</p>
岸委員	<p>はい、ありがとうございます。</p>
議長	<p>他に何かございませんか。採決に移ってもよろしゅうございます。（「はい」の声）それでは、採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員、賛成よって議案第3号原案の通り決定をし、番号4番、5番、6番を常設審議委員会へ附します。</p> <p>あの、ちょっとここで説明をしておきたいんですが、4番と5番につきましては第1種農地でございます第1種農地、そして農用地外って書いてありますが、これが時々農用地内って書いてある時が常設審議委員会に附されることがあります。それと、6番につきましては、3,000㎡を超えています、山口県はですね、最近農用地内の第1種農地、甲種農地それから3,000㎡以上の転用につきましては、県の常設審議委員会のほうにかけられるとゆうことになります。ですから、この面積をこの面積といひますか条件を満たしてない場合は、今日、今この総会が終わりましたら許可が交付されるということになります。ですから、1番から3番までは早めれば、今日総会が終了後に許可証が交付されるというふうになります。参考までに。</p>



<p>事務局</p>	<p>それでは、議事順位第4 議案第4号 農地法に基づく別断面積の見直しについてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p> <p>それでは、ご説明いたします。下限面積別段面積の設定について案でございます。平成21年度の12月の施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市の区域内の一部についてこれらの面積範囲で別段の面積を定め、農林水産省へ定めるところにより、これを公示した時は、その面積を下限面積としてできるようになりました。それで資料的に言いますと、資料の1ページをめくってもらった資料1の方に法令情報が書いてございます。それで、これは今資料で言いますと、左の方の農地法の方に条例が書いてあります。真ん中の段の方へ移りますと農業委員会の適正な事務実施についてという事で、平成22年度12月22日付けで一部改正されまして、農業委員会は、毎年、利用状況調査の結果等に基づき下限面積・別段面積の設定又は修正の必要性について検討することとなっております。これが本日でございます。この要項をこの資料1の右の方の四角の中に書いてあります。それで、事務局案としてなんですが、検討した結果現行の下限面積10アールの変更は行わないと考えております。理由なんですが、下の方に移ってもらいまして、かつこ1の方農地法施行規則第17条第1項は適用しない、これは総資料といたしまして農林業センサス、これももう2020年度版が出ておって、今回これを使う予定でしたが、まだ、県の方に地区別の詳細の物が、ちょっとまだ公表されておりませんので、引き続き2015年度版を流用いたしまして検討することになります。その結果、これは資料2の方になるんですが、これを用いて下限の農地面積の農家数の4割を定める物は50アールということになりまして、50アールから下げられないということになります。それで、ちょっとこちらの方はさわらないで、かつこ2の方の施行規則第17条第2項の方を適用いたしまして、昨年も下げてください。見直しの基礎資料を加味しながら、令和2年度の農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の結果、6ha増加、吹き出しの方に令和2年度末と令和1年度末、33haと27haの差が6haでございます、結果的に6ha増加した訳でございます。農業従事者の高齢化や後継者不足または有害鳥獣被害の他、新たな問題として、相続等により農地に無関心な市外在住者の土地持ち非農家が増加し、連絡不通や所在不明などにより、農地の利用、利用権設定等なんですけど、協議が進まない状況が増え、特に中山間地域での新たな遊休農地が増加しているわけでございます。しかしながら、下限面積を引き下げることによって、農地が虫食い状態になる可能性があるわけなんですけど、集落の営農や担い手への団地集積の弊害や違反転用の増加になるおそれがありますが、下限面積を弾力化して、50アールにも満たない小規模な農家さんや新規就農者の促進を進めなければ、農地の保全や有効利用が図れないという事で、こちらの第2項を利用して下限面積を下げておるわけでございます。特に一番下の方の吹き出しでございますが、令和2年の7月から令和3年6月までにこの下限面積を利用いたしました物が、現状の件そして筆数でいえば13筆、面積は13,025㎡ございました。引き続きまして、この10アールの変更しないと事務局は考えておりますので、ご協議よろしくお願いたします。</p>
------------	---

議長	はい、ありがとうございます。それでは只今説明がありました件について皆さんの方より質問等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）はい。では、意見がないようでございますので採決に移りたいと思います。議案第4号につきまして決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	はい、ありがとうございます。全員、賛成よって議案第4号は原案の通り決定をいたします。よって、皆さんのお手元にあります、案を消して下さい、お願いいたします。 それでは、続きまして議事順位第5 議案第5号 農地法に基づく農用地区域の除外申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	朗読。 申請地は●●●●●から北に2kmの位置にある農用地区域内農地です。外国人労働者の雇用が増えるため、宿舍の建設現在借りている駐車場の契約期限が満了するため職員利用駐車場また、交流運動広場を設置する為の農振除外です。以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	はい、ありがとうございます。それでは、現地調査をされました委員の報告をお願いします。
伊藤委員	はい、それでは現地はですね図面16ページ見て頂ければ分かりやすいんじゃないかと思えますけども、●●●●●号これを市内から●●方面に進みますと●●に入ります。町外れから行きますと●●●●●とかですね、老人ホーム●●●●●というのが右手にあるんですけども、この部分で、除外申請しようとするのは、●●●●●の北側になる農地ですね、いわゆる耕作されていない草がかなり生えているほどだと思えますけども、先程会長から言われた除外申請の理由を聞いておればわかったんですけども、仕方ないんじゃないかなとゆうふう思うし、また付近田んぼですが、荒れておりこれ以後問題点はないと判断して参りました。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。それでは、地元委員より補足説明ございましたらお願いいたします。

嶋田推進委員	はい、於福上地区を担当している推進委員の嶋田です。7月7日の現地調査、山本会長、中野、伊藤両委員さんに同行させていただきました。今、伊藤委員さんからご説明言われました通り、近年耕作されていないような状況におかれまして委員さんのご報告の通り何の支障もないものと思われます。ご審議の程よろしくお願ひします。
議長	はい、ありがとうございます。少し程私の方から補足をさせていただきます。多分、先月全く同じような物が出たと思います。先月出たのはですね、実は2筆程ちょっと問題がありまして、どう言ったらいいんですかね、除外が出来てもそこに施設が作れないという実例が発生しまして、一旦取り下げられて再度出し直されたのでございます。そういうことなので、委員の皆さんへ何かご質問等ございましたらお願ひいたします。ないようでございましたら採決に移りたいと思います。議案第5号につきまして原案に対する当番委員の報告による協議結果を意見として決定することに賛成の委員の挙手をお願ひいたします。
委員	挙手。
議長	はい、ありがとうございます。全員、賛成よって議案第5号は協議結果を附して市長の方へ送付いたします。それでは、続きまして議事順位第6号 議案第6号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願ひします。
事務局	朗読。 それでは、本日配布しております令和3年7月30日告示、令和3年8月1日開始の農用地利用集積計画をご覧ください。今回、全体で20筆でございます。利用権設定面積が新規と再設定とを合計しまして、51,300㎡、貸し手が10名、受け手が3名でございます。内訳は、4ページ目以降でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。
議長	はい、ありがとうございます。地元委員さんの方より何かありましたらお願ひいたします。ないようでございましたら、委員の皆さんより質問等ございましたらご意見等ございましたらお願ひいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）はい、それでは、採決に移りたいと思います。議案第6号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願ひいたします。

委員	挙手。
議長	はい、ありがとうございます。全員、賛成よって議案第6号は原案の通り決定をいたします。 それでは、続きまして議事順位第7 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	朗読。 申請地は、●●●●●から西に170mの位置にある第3種農地です。携帯電話基地局を設置する届出です。以上報告いたします。
議長	はい、ありがとうございます。それでは、現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
中野委員	現地は、●●●●●号で、●●手前通る方の●●●●●の西門の所を交差点の●●●●●というよいよ狭い所です。ちょうど交差点の所これなにかね40㎡もあるかなという狭い所です。なんも支障もないと思います。●●がアンテナを建てるってことです。よろしくをお願いします。
議長	はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。 はい、地元委員さんはお休みだそうでございます。委員の皆さんへ何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）はい、発言等ないようでございますので報告第1号を終わらせていただきます。 それでは、続きまして議事順位第8 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	2件朗読。 1件目。申請2筆は、今日の議案第5号農振除外の土地になります。除外終了後、農地法第5条農地転用のため、双方の合意により解約されたものです。 2件目。農地中間管理機構を通して賃借されるため、双方の合意により解約されたものです。以上報告いたします。

議長	はい、ありがとうございます。両方ともそれぞれ行き先が決まっているようでございます。委員の皆さんへ何かご意見等ありましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。はい、特にないようでございますので、報告第2号を終わらせていただきます。それでは、続きまして議事順位第9 報告第3号 農地転用現況証明についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	3件朗読。 1件目。申請が1筆。20年以上前に耕作放棄後、現在は、進入路、庭となっている状況でございます。 2件目。申請が1筆。昭和56年に造成し、現在に至ります。 3件目。申請が1筆。平成8年に農地転用の許可を受け宅地を建設されましたが、登記されないまま現在に至ります。以上報告いたします。
議長	はい、ありがとうございます。それでは、現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
伊藤委員	<p>それでは、1番目にですね●●●●●、現地はですね●●●●●号これを市内●●●●●方向から●●●●●に向かいます。途中●●●●●交差点というのがあるんですけども、この交差点を右折これは私の実家の方●●●●●の方に行く道なんですけども、そこから200mぐらい入った所の左手に●●●●●というお寺さんがあります。その右側、そんなに離れてないと思うんですが現地となります。家屋等ちゃんと登記されておるんじゃないかと思いますが、庭と周辺の登記がされておらず、調べた結果、隣家の境界線の方で問題があつてこういったようにと思います。現状ついてはですね、現状を見る限り仕方ないんじゃないかなと、境界線の問題で後でわかる人がいれば説明をお願いしたいと思います。なおこの申請者の敷地は空き家になるようで、なんか空き家バンクなんかに登録するんですかねあれだったら教えて下さい。</p> <p>2番目です。現地は、●●●●●から約150mほどの所の東側になります。●●●●●の●●●●●というのがあるんですけども、これの向かいの奥の部分に緑色のおもしろい家が建っておる所の畑の一部になります。これはなんか土地を分譲する時なんですかね、誤った測量により変な土地になっていたというもので、三角形の土地が宙に浮いたようになっております。これを庭ですか畑ではないという状況で付近からこれ以上問題点はないと判断してまいりました。</p> <p>3番目ですね、●●●●●、現地は、●●●●●の●●●●●と●●●●●の●●●●●の北側ぐらいに位置します。これは、●●●●●の●●●●●から●●●●●の方に、あそこ●●●●●方面に向かう道の横断歩道があつて右約200から300ぐらいの地点の所になるんじゃないかと思います。状況並びに申請者に確認したところ、出しておったけども登記のし忘れだという事で、現在に至っておる状況です。な</p>

	<p>お場所的には、●●●の北側に位置すると思われます。特別問題点はありませんでした。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、地元委員より補足説明ございましたらお願ひいたします。</p>
山田推進委員	<p>伊佐町の山田です。位置を確認しました。境界線が少し問題があるという事で、ちょっとだいしょ時間がかかったような感じがしましたが、その辺がどうだったかで●●さんがどうゆうふうに対応されたか、その辺がちょっと私は聞いていないのでわかりませんが、伊藤委員の言われるようにあとは支障ないと思いますので、審議の程よろしくお願ひします。よろしいですか。</p>
議長	<p>はい、いいですよ。はい、2番。</p>
山田推進委員	<p>2番は、お休みです。</p>
議長	<p>3番。</p>
三戸推進委員	<p>登記をするという事でございます。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。いま1番の件ですけれど、図面と実際の土地の形状が若干違うようなので、別段現況証明を出すには問題はないんですけど、違うようなのできちんとそのあたりについてはしてくださいということを、行政書士の方にお願ひをして帰った次第でございます。委員の皆さんより何か意見等ございましたらお願ひします。</p>
萬代委員	<p>3番の現況のところの説明内容なんですけど、平成8年農地法の許可を受け宅地を建設したがと書いてありますが、宅地がですね家が。</p>
議長	<p>宅地に居宅を建設やね。はい。</p>
中野委員	<p>この家が建った。土地の宅地の宅地を建設したんやない。</p>

議長	宅地を建設じゃなくて居宅を建設。
萬代委員	宅地じゃあおかしいんじゃないか。
議長	はい、家をでいいです。
萬代委員	家を建った。
議長	すみません。訂正をお願いします。他にはございませんか。ないようでしたら、以上で報告第3号を終わらせていただきます。 それでは、続きまして議事順位第10 報告第4号農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書についてを事務局より報告事項朗読並びに説明をお願いします。
事務局	10件朗読。 農事組合法人●●●●●、有限会社●●●●●、●●●●●株式会社、農事組合法人●●●●●、農事組合法人●●●●●、農事組合法人●●●●●、農事組合法人●●●●●、農事組合法人●●●●●、農事組合法人●●●●●、有限会社●●●●●から提出がありました。提出されました報告書の事業の状況、構成員の状況、執行役員の状況等を審査しましたところ適正でありましたことを、ご報告申し上げます。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。委員の皆さんへ何かご意見ございましたらお願いいたします。特に発言等ないようございますので、以上で報告第4号終わらせていただきます。 それでは、その他の方に移りたいと思います。農業相談日につきましては予約がございませんでしたので実施しておりません。以上で本日の議案の審議はすべて終了いたしますけれど、委員の皆さんより何かございましたらお願いいたします。ないようでしたら、事務局より今後の予定等についてお願いいたします。
事務局	今後の日程についてです。本日配布しております。令和3年8月の日程についてをご覧ください。次回の総会は、8月18日、水曜日、午後2時から、美祿市民会館2階大会議室で行います。次に農業相談日は、8月10日、火曜日を予定しております。当番

<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>は美祢地区中野委員、美東地区岸委員、秋芳地区前田委員さんよろしくお願いたします。次に現地調査は、8月6日、金曜日を予定しております。当番は前田耕次委員、伊藤美和子委員集合場所、農業委員会事務局に8時50分集合で願いたします。</p> <p>終わりました。</p> <p>号令</p> <p>午後15時30分閉会</p> <p>議事録は正確なることを認め署名する。</p> <p>令和3年7月15日</p> <p>議長 _____</p> <p>署名委員 _____</p> <p>署名委員 _____</p>
----------------------	---



--	--





